

2019年9月26日

Japan tax alert

EY税理士法人

インド、長期化している 係争の決着を目指す 間接税解決スキームを 導入

EY税理士法人 タックス・アラート・ライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてのタックスアラートは下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2017年7月の物品サービス税(GST)導入によって、インドでは従来の州および中央レベルでの18もの間接税、関税、課徴金のほとんどが新しい仕向地ベースの消費税に置き換えられました。しかし、かつての中央物品サービス税に関するものを含め、以前の税制に関連する多くの係争が未解決のままであり、進行中のすべての係争対象税額の合計は3.75兆ルピー(約500億米ドル)を超えています。

これら進行中の係争に係る実質的な在庫を精算するために、政府は長期化している(レガシー)係争解決スキームの導入を提案しています。これにより納税者は、過去の間接税に係る税務係争を有利な条件で決着することができます。この提案では、利息、ペナルティおよび訴追の免除とともに、未払税額の40%から70%の減免が認められます。

納税者は、このスキームの長所と短所を評価し、発効後にこれを使用することが有利かどうかを検討する必要があります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一
荒木 知

パートナー
ディレクター

yoichi.ohira@jp.ey.com
satoru.araki@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190926

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp